

**P T A**

Parent Teacher Association

「保護者と教職員の会」

**規約**

**川崎市立西御幸小学校 P T A**

## 第1章 総則

(名称と所在地)

第1条 この会は、西御幸小学校保護者と教職員の会(PTA)という。

第2条 この会は、事務所を西御幸小学校(以下「本校」という)内に置く。

(目的及び活動)

第3条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長と会員相互の向上を図ることを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的を遂げるため、次の活動をする。

1. よい保護者とよい教職員になるように努める。
2. 家庭と学校の緊密な連携によって、児童の活動を補助する。
3. 児童の生活環境をよくする。
4. 社会事情の理解に努める。

(方針)

第5条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 児童青少年の教育並びに福祉のために活動する他の団体機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教に偏ることなく、また、専ら営利を目的とするような行為は行わない。
3. この会、またはこの会の会員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. 学校の運営人事、その他、管理運営に干渉しない。

## 第2章 会員

(種類)

第6条 この会の会員となることができるものは、次のとおりである。

1. 本校に在籍する児童の保護者、または、これに代わる者。
2. 本校の校長及び教職員。

令和3年度改正版

(会費の徴収)

#### 第7条

1. 会の会員は、会費を納めるものとする。
2. 会員の会費は、月額1世帯340円とする。
3. 会員の会費は、申請により運営委員会の議決を経る減免することができる。

第8条 会員は全て平等の義務と権利とを有する。

### 第3章 経理

(会の経費)

第9条 この会の活動に要する経費は、会費及びその他の収入によって支弁される。

(予算主義の原則)

第10条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

(会計の監査)

第11条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

### 第4章 役員

(役員)

第13条 この会の役員は、次のとおりである。

会長1名(保護者より)

副会長2名以上(保護者より)

書記2名以上(保護者より)

会計2名以上(保護者より)

2. 役員は、会計監査員、区PTA員または指名委員会を兼ねることはできない。

(役員を選出)

第14条 役員は、総会に出席した会員により承認される。

(役員任期)

第15条 1. 役員任期は1年間とする。しかし、再任を妨げない。

2. 役員は、引き続いて他の役員に選任されることができる。

(役員職務)

第16条 会長は次の職務を行う。

1. 総会及び運営委員会を招集し、会を運営する。

2. 会長は役員、会計監査委員、区PTA委員候補者指名委員会及び会計監査委員会の集会を除く、全ての集会に出席して意見を述べることができる。

第17条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

第18条 書記は次の職務を行う。

1. 総会及び運営委員会の議事並びにこの会の活動に関する重要事項をす  
る。

2. 通信、その他の書類を保管する。

3. 会長の指示に従って、この会の庶務を行う。

第19条 会計は、次の職務を行う。

1. 会で決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。

2. 9月、3月に会計監査員の監査を受ける。

3. 来年度4月の定期総会において、会計監査員の監査を経て会計報告を  
する。

4. この会の財産を管理する。

5. 予算の立案について協力する。

## 第5章 会計監査員

(会計監査委員)

第20条 この会の経理を監査するために、会員より2名以上の会計監査員を置く。

令和3年度改訂版

第21条 会計監査員は、総会に出席した会員より選出される。

第22条 会計監査員は、必要に応じ、臨時、会計監査を行うことができる。

第23条 会計監査の任期は、会計年度の期間とする。

## 第6章 区 PTA 員

(区 PTA 委員)

第24条 川崎市立西御幸小学校が所属する幸区 PTA 協議会の成人委員または  
広報委員として会員より2名以上の区 PTA 員を置く。

第25条 区 PTA 員は、総会に出席した会員より選出される。

第26条 区 PTA 員の任期は1年だが、幸区 PTA 協議会の判断により、成人委員  
または広報委員の委員長や副委員への就任、および年度によって活動内容  
が変更する場合がある。

## 第7章 役員及び会計監査員と区 PTA 員

(役員、会計監査員、区 PTA 員候補者選出規定)

第27条 役員及び会計監査員、区 PTA 員の候補を指名するために、役員、会計  
監査員、区 PTA 員候補者指名委員会(以下「指名委員会」)を置く。

第28条 指名委員の選出方法は、細則で定める。

第29条 指名委員会の委員は、その任務を終了したときに解任される。

ただし、その他の PTA 活動の遂行は妨げない。

## 第8章 総会

第30条 1. 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

2. 総会の議長は総会で決める。

- 第31条 1. 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
2. 定期総会は、4月及び3月に開催する。臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または、会員の10分の1以上要求があったときに開催する。
- 第32条 1. 総会は、会員の10分の1以上出席しなければ、その議事を開き議決することができない。しかし、定足数に満たない場合でも、出席者の5分の4以上の同意を得て成立させることができる。
2. 書面による決議は、会員の5分の1以上の書面提出者を以て成立し、過半数以上の同意を必要とする。
3. 決議方法については、前もって全会員に通知しておかなければならない。
- 第33条 総会の議事は、出席者の過半数で決まる。

## 第9章 運営委員会

- 第34条 運営委員会は、役員、常置委員会の委員長、副委員長、校長の調整を図り、
- 総会に提出する議案を作成する。
- 第35条 運営委員会は、会長が必要と認めたとき、または、構成員の3分の1以上の要求があったときに開催する。
- 第36条 運営委員会は、委員の現在数の2分の1以上出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- 第37条 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決まる。

## 第10章 常置委員会

- 第38条 1. この会の活動に必要な事項について、調査、研究、立案するために常置委員会を置く。
2. 常置委員会についての必要な事項については、細則で定める。
3. 委員会は、その任務を終了したときに解散する。

第39条 校長は、学校管理上並びに教育上の必要から、全ての集会及び会議に出席して意見を述べることができる。

## 第11章 細則

- 第40条 1. この会の運営に関し必要な細則及び内規は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。
2. 運営委員会は、細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

## 第12章 慶弔

第41条 慶弔費支出については、内規で定める。

## 第13章 その他

(個人情報の取り扱い)

第42条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

## 細 則

### 第1章 役員、会計監査員、区 PTA 員の指名

第1条 役員及び会計監査員、区 PTA 員の指名は、次のとおりに行われる。

1. 指名委員会を次の方法によってつくる。
  - イ. 保護者の中から次のとおり選出する。保護者は互選により学年ごとに1名と PTA 運営委員から1名選出し、指名委員会の運営に当たる。
2. 指名委員は、役員及び会計監査員、区 PTA 員の候補者になることができない。
3. 指名委員は、互選で委員長1名、副委員長1名を決める。活動は4月から任務を終了するまでとする。

ただし、その他の PTA 活動の遂行は妨げない。
4. 指名委員は、候補者の氏名を発表する前に、被指名者の同意を得なければならない。
5. 指名委員は、各役員並びに会計監査員、区 PTA 員別に、総会の10日前までに候補者の氏名、PTAにおける経歴を全会員に公示する。

第2条 会長に欠員が生じたときは、副会長が昇格する。任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 会長以外の役員に欠員が生じたときは、運営委員がこれを補充し、会長に承認を認め、全会員に知らせる。

### 第2章 総会

第4条 定期総会では、主として次のことを行う。

- 4月．新年度会計報告の承認及び会員の移動、本年度の役員と会計監査員、区 PTA 員の就任報告及び年間事業計画と予算の審議決定。
- 3月．来年度の役員、会計監査員、区 PTA 員の選挙。

### 第3章 常置委員会

第5条 常置委員会として、広報委員会、成人委員会、学年委員会、校外委員会を置く。

第6条 常置委員会の委員は、各学年より1名選出する。ただし、学年委員は2名とする。

第7条 各委員会の委員の互選により、委員長1名、副委員長1名を選出する。委員長、副委員長の任期は1年とする。

ただし、その他 PTA 活動の遂行は妨げない。

第8条 広報委員会

1. この会の趣旨の解明に努め、会員の理解を深める。
2. 会報をつくり、会員相互の意思の疎通を図り親睦を深める。
3. 地域社会並びに関係諸機関及び諸団体に対して、情報の伝達、意見の交換に努める。

第9条 成人委員会

1. 全ての会員が、一層、よい保護者、よい教職員となるようにみずから努め、互いに磨き合うようにする。
2. 講演会、研修会等を開催し、会員の教養を高める。
3. 地域社会に対し、この会の教育的催しに参加する機会を与える。

第10条 学年委員会

1. 教育の向上に寄与し、各学級の環境整備等に努める。
2. 各学級及び学年相互の連絡を図る。
3. 会員相互の親睦を図り、教育上の諸問題について話し合い、向上を図る。
4. 資源回収の管理に努める。

第11条 校外委員会

1. 学校と地域の連携を深め、校外活動における児童の健全な育成を図るために活動を行う。
2. 校外における児童の安全確保のため、学校、関係諸機関と協力する。

## 附 則

(改正)

第1条 この細則は、運営委員会において、構成員の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。しかし、改正後は、運営委員会の少なくとも1週間前までに各構成員に知らせておかなければならない。改正の結果は、次期総会に報告しなければならない。

この規約は、昭和31年6月20日より発行する。

昭和48年3月15日 改正

昭和49年4月30日 改正

昭和51年3月16日 改正

昭和53年3月10日 改正

平成5年4月16日 改正

平成13年2月1日 改正

平成14年12月10日 改正

平成19年5月10日 改正

平成20年4月1日 改正

平成21年4月1日 改正

平成23年4月1日 改正

平成31年4月26日 改正

令和2年7月28日 改正

令和3年5月10日 改正

令和3年度改正版

## 川崎市立西御幸小学校PTA慶弔内規

### 弔の規定

(1)教職員死亡の場合、役員・運営委員会が会葬する。

香典1万円(PTA)

花輪1(PTA)

(2)保護者が死亡した場合、会を代表して役員が会葬する。

香典1万円(PTA)

花輪1(PTA)

(3)児童が死亡した場合、役員・運営委員会が会葬する。

香典1万円(PTA)

花輪1(PTA)

**【注】**(1)(2)(3)の場合、死亡の事実、通夜、告別式の日程を該当学級の保護者全員に連絡する。

(4)教職員の父母、配偶者、子女、義父母(同居)が死亡した場合、会を代表して役員が会葬する。

香典1万円(PTA)

花輪1(PTA)

(5)歴代会長、歴代校長、歴代学校医が死去された場合は、PTA会長及び学校長の判断で対処する。

香典1万円

## 慶の規定

(1)教職員の結婚は、祝電を打ち慶意をあらわす(PTA、学級計2通)

## 表彰の規定

(1)教職員転退職等の場合、児童・PTAより花束を贈呈する。

(2)役員退任の場合、1年以上役員を歴任し退任する場合は、感謝状を贈り謝意をあらわす。

## その他

(1)特例の場合、役員協議により決めることができる。ただし、事前・事後のことについては、運営委員会に報告する。

(2)本規約の改正は、PTA運営委員会に諮り決定する。

## 附 則(令和2年7月28日 PTA 規約令和2年度改正版)

### (施行期日)

この規約は、公布の日から施行する。